



平成 25 年 4 月 15 日

各 位

本店所在地 東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号
会 社 名 株式会社 T & C ホールディングス
代表者名 代表取締役 田中茂樹
(コード番号 3832)
問合せ先 取締役 松本貞子
(TEL. 03-5443-7489)

社内調査委員会の調査報告書受領についてのお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 10 日付け「平成 22 年 8 月 6 日付第三者割当増資に関する払込み経緯について判明した事実に関するお知らせ」にて開示しました通り、社内調査委員会による調査を実施して参りました。

当社は、平成 25 年 4 月 15 日付けで社内調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、本報告書を別添の通りご報告いたします。

当社は、この調査報告書の結果を真摯に受け止め、足元のコンプライアンス体制を今まで以上に整備し再発を防止すると共に、透明性を確保する観点からも独立した第三者による調査の必要性を認識しております。しかしながら現時点では、当社の資金繰りが厳しい現状を踏まえ、第三者からの調査を受けるのは難しいため、資金繰りが改善次第、調査及び今後の方向性の確認を早期に実施する所存であります。

今般、投資家の皆様をはじめ、取引先及び市場関係者には多大なるご迷惑ならびにご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

以 上

調査結果報告書

平成 25 年 4 月 15 日

代表取締役 田中 茂樹 殿

社内調査委員会

委員長 井上 勇



平成 22 年 8 月 24 日付当社第三者割当増資に関する社内調査委員会の調査結果報告について、添付のとおりまとめましたので、ご査収ください。

以上

社内調査報告書

株式会社 T&C ホールディングス

社内調査委員会

目次

- 第1 社内調査の目的等
 - 1 調査の目的
 - 2 本調査の調査対象
- 第2 本調査について
 - 1 調査体制
 - 2 調査期間
 - 3 調査手法等
 - 4 調査の制約事項
- 第3 本調査の結果（その1・ヒヤリングの結果）
 - 1 判明した事実
 - 2 当社の見解
- 第4. 本調査の結果（その2. 外部への依頼）
- 第5. 本調査の結果（その3. 資料関係の再確認）
- 第6. コンプライアンス上の問題点の点検
 - 1 コンプライアンス上必要な体制
 - 2 コンプライアンス上の問題点
- 第7 本件の背景
- 第8 再発防止策
- 第9 今後の方針

第1 調査の目的等

1 調査の目的

当社は、平成22年8月6日付「第三者割当により発行される株式の募集及び主要株主の異動に関するお知らせ」における6の(4)「割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」について調査を行った結果、当該財産の存在については証明されたものの、実際の増資払込み資金は当該財産とは別の資金が使われていたということで、開示内容と異なる事実が判明いたしました。そしてその資金が王懷東（当社役員、当時香港東盛董事長、以下「王」という）以外の者により、香港東盛の把握していない銀行口座から、当社に払い込まれたことが判明いたしました。当社はこのような事実、すなわち増資払込みの資金が王の自己資金ではなく、それも王以外の者により王の把握していない銀行口座から、当社に振り込まれたという事実を重視しております。そこで増資払込時のより詳しい状況や何故この様な事態が起こったのか等を調べるため、主に関係者へのヒヤリングを通じた社内調査等を行うことにいたしました。

具体的な調査目的は以下の通りであります。

- ① 増資払込時のより詳しい状況の確認
- ② 増資時の当社のコンプライアンス体制の確認
- ③ 誰から振り込まれた資金なのかの確認
- ④ 何故この様な事態が発生したのかの確認
- ⑤ 再発防止策の為のコンプライアンス体制の確認

2 本調査の調査対象

- ① 割当先の財産の確認状況
- ② 実際の増資資金の資金源
- ③ 増資資金の流れ及び会計処理の状況
- ④ 上記リリースを開示した当時のコンプライアンス体制
- ⑤ 上記リリースの内容を確認した第三者委員会の審議状況

第2 本調査について

1 調査体制

平成24年10月10日より平成25年1月15日まで福村監査役（退任）を中心に井上（前取締役、現監査役）と松浦（法務担当部長）の3名により行いましたが、平成25年1月15日付で福村監査役が辞任したため、以降は井上が中心となり調査を行いました。

2 調査期間

平成 24 年 10 月 10 日から平成 25 年 1 月 14 日までの間に社内で調査を行い、その後当時の事件性のある事実について調査を依頼していた外部機関の結果を踏まえ、進捗についての取り纏めを行いました。

3 調査手法等

本調査手法は以下の通りです。

(1) ヒヤリング

本調査におけるヒヤリングは井上、松浦の 2 名において、平成 24 年 10 月 18 日及び 19 日に王への面談によるヒヤリングを実施し、その結果をもとに検討したうえで、平成 24 年 11 月 17 日より平成 24 年 12 月 28 日まで、福村が電子メールを利用してヒヤリングを実施しました。

(2) 外部への依頼

予てより警視庁をはじめとした外部機関に調査の依頼をして参りました。

(3) 資料関係の再確認

- ・ 王と香港東盛との間の借款証明
 - ・ 香港上海銀行のインターネットの送金完了画面の写し
 - ・ 香港東盛の預金残高
 - ・ 香港東盛よりの振込の確認 (T&C ホールディングスの預金通帳)
 - ・ 本件株式の割当日から 2 年間は売却しない旨の確認書
- 以上の書類の確認を行いました。

4. 調査の制約事項

本調査における主たるヒヤリングの対象者である王は非居住者（北京在住）であるために、ヒヤリング実施にいたる回数は制限されました。また日本語は比較的堪能ではありますが、細かいニュアンス等の聴取には限度があります。そのため、本邦にてヒヤリングを行い、その後電子メールを利用して最終確認の調査を行うという形態をとりました。

第 3 本調査の結果（その 1 ・ ヒヤリングの結果）

1. 判明した事実

王は誰が資金を振り込んだのかについて把握しておりませんでした。従って王以外の者より振り込まれた当該資金について、香港東盛における経理処理（借入及び資産計上がされておらず、当然そこに存在すべき両社の契約に基づく利益配分や損失負担の取り決めを行っていない事実が判明いたしました。

2. 当社の見解

王は、「その当時王が代表を務めていた香港東盛は、GIR 側（香港東盛の常任代理人であったグローバル・インベストメント・リサーチ株式会社、以下 GIR という）と協働で事業を行おうとしていたものの、資金調達は日本で行われるので、誰が何処に振り込んだのかについてそれほど関心はなかった。しかしながら、実際には香港東盛の口座を通らずに振込がなされ、それによって香港東盛が本件株式を取得しており、何故このようなことができるのか不思議に思っていた。そして当該資金の取扱（香港東盛への貸付にするのか、出資するのか等）についても、その後話し合いが必要でないかと考えていた。」と以前から陳述しています。

また、ヒヤリングにおいても「メリットは T&C の医療消毒器事業を海外に展開したいので、その中国への販売総代理権を香港東盛に任せることである。増資資金については GIR 側が資金を準備する。香港の資金は今後 T&C 医療設備を中国展開するのに投資しましょうと言われた。」と述べています。

そのため、増資資金については GIR 側に任せていたので関心がなく、資金の流れについて明確に把握していないので、契約を締結することもなく、また当時香港東盛は休眠会社で同社の第三者割当増資の引受により、投資業として事業を開始することから、決算を行っていなかった為、経理処理も出来ていなかったものと考えられます。

第4. 本調査の結果（その2. 外部への依頼）

当社は王以外の者により王の把握していない口座から、当社に振込まれたという事実を重視しておりますので、警視庁を始めとする関係各所への調査依頼を行って参りました。その結果、警視庁より、当社口座への増資資金の振込は、GIR の副社長石川が無限責任社員となっている、フルブライト投資事業有限責任組合の口座より振り込まれたとの情報提供をいただいております。このように増資資金はフルブライト投資事業有限責任組合が振込んだという事実は判明したものの、増資当時のより詳しい状況はまだ知りえない状況から、外部調査機関への調査依頼を行いながらも、今後当社として継続して調査する必要があると考えております。

第5. 本調査の結果（その3. 資料関係の再確認）

社内での確認書類は以下の通りです。

- a. 王と香港東盛の間の借款証明書（平成22年6月8日締結）
- b. 香港上海銀行のインターネット上の送金完了画面の写しの受領

- c. 香港上海銀行のインターネット上の残高紹介画面の写しの受領
- d. 香港東盛よりの振込の確認（T&C ホールディングスの預金通帳）
- e. 本件株式の割当日から 2 年間は売却しない旨の確認書

割当先の払込みに要する財産の存在について、当社は、平成 22 年 6 月 8 日に締結された王と香港東盛間の借款証明書（15,000 千香港ドル）を入手することにより確認しております。また、当該借款証明書に基づき、平成 22 年 6 月 8 日における王の口座から香港東盛の口座へ送金が完了したことを見たことにより確認しています。割当予定先である香港東盛の払込み資金の十分性について当社は、平成 22 年 8 月 5 日付の香港上海銀行における預金残高を、香港上海銀行のインターネットバンキング上の残高照会画面の写しを受領することにより確認しています。本件株式の引受に関する香港東盛の決定の経緯は、本件株式を引き受けることにより、当社の関連会社と共に医療機器販売事業を中国で展開できるのではないかと考えるようになり判断したもので、それに対応するように、当社は本件株式の割当日（平成 22 年 8 月 24 日）より 2 年間は売却しない旨の確約書も入手しております。そして、T&C ホールディングスの預金通帳により、実際に香港東盛よりの振り込まれたことの確認がなされています。

第 6. コンプライアンス上の問題点の点検

1. コンプライアンス上必要な体制

本調査においては、増資払込時より詳しい状況の確認のみならず、社内でのコンプライアンス体制が必要十分なものであったのかということについて点検することも、きわめて重要な事項であると考えております。

当時当社では上記のように発行会社としてのコンプライアンスの社内チェックは機能していたと考えられます。また希薄化率が 40.07%となることから、企業行動規範上の手続きとして外部の意見の取り入れも行っていたかどうかを調査いたしました。

第三者委員会は弁護士、公認会計士、社外監査役の三名で構成されておりました。それによると 2010 年 7 月 22 日の当社取締役会で承認された第三者委員会検討資料の割当予定先との交渉記録、王の経歴、パスポート資料、名刺コピー、王が副総裁を務めていた香港上場企業の子会社北京御生堂の概要及びホームページ、香港東盛の会社定款、登記簿謄本、アニュアルレポート、香港経理秘書有限公司からの証明書、銀行口座、パスポートコピー等の資料を基に「本件割当先の 100% 出資者である王懷東氏の属性については、同氏の経歴書及び同氏が香港メインボード市場の上場している

北京御生堂有限公司の子会社である北京御生堂の副総裁であることについての資料を確認したこと、並びに、同氏については反社会的勢力に該当するか否かの調査を株式会社中央情報センターに依頼し、同氏については反社会的勢力に該当する事項はない旨の同社提出の調査報告書を確認したことに照らし、特段の問題は認められない。また、本件増資の払込資金の有無については、本件割当先の銀行預金残高を証する書面作成を確認し、本件割当先が本件増資による払込みが十分可能な金銭を有していること、及び、本件割当先と王懷東氏との間の平成22年6月8日付借款証明書を入手し、且つ、王懷東氏から本件割当先に当該借款証明書に基づく貸付金が入金されたことを証するHSBC作成に係る平成22年8月2日付のPaymentsと題するオンライン情報の写しを確認し、王懷東氏から本件割当先に対して本件増資による払込み資金に必要な金額が提供されていることを確認していることから、「本件増資による払込みが合理的に確実になされるものと思慮される」との意見を平成22年8月6日に頂戴しております。

2. コンプライアンス上の問題点

以上のように、コンプライアンス上不備はなかったと考えられますが、実際には、増資資金はフルブライト投資事業有限責任組合が振込んだという事実が判明し、平成22年8月6日付リリースの内容と齟齬が生じてしまいました。この点、コンプライアンス上の問題点はなかったとしても、決して十分なものではなかったとも考えられます。そこで、結果的に投資家の皆様をはじめ、取引先及び市場関係者にご迷惑をおかけしたことを深く反省し、引き続き原因を究明しながらも、足元のコンプライアンス体制を今まで以上に整備していくべきであると考えております。

第7 本件の背景

それでは、コンプライアンス体制に不備がないにも関わらず、何故本件が起ったのか。

当社は、平成22年8月24日付けで、香港東盛に対し、当社株式3500株を割り当て、同社からは2年間は売却しない旨の確認書の提出を受けていました。ところが、平成23年9月下旬に、株式割当から1年程度しか経過していないにも関わらず、当該株式が大量に売却されています。当社にて調査したところ香港東盛が浅見氏から、平成23年8月26日付で金4995万円を借入れ、当社株式3000株に質権設定していたところ、期限の利益を喪失したとして質権が実行され、浅見氏が当社株式を取得したことが判明しました。当社は主要株主の変動について調査をしていましたが、その過程で、香港東

盛の代表者である王から、金銭借入の事実も、当社株式の質権設定の事実も全く知らない旨の報告を受けております。当社は増資株式の大量売却を起因とする株価暴落により、平成 23 年 10 月 12 日、以後計画していた増資の中止を決定し、この中止により資金状況の改善が必要であった当社の資金繰りが更に悪化しております。このように、本件はその後の状況から総合的に判断すると、当初より当社を支配しようとする組織的勢力によって画策されたものではないかとも考えられますので、今後継続して調査する必要があり、外部調査機関への調査依頼も継続して行っていく必要があると考えております。

第 8 再発防止策

当社は、以上のように引き続き事件の全容解明を目指しながらも、足元のコンプライアンス体制を今まで以上に整備していくべきであると考えております。具体的な本件の再発防止策については、第三者割当株式の譲渡及び主要株主の異動に関するお知らせ（経過報告 2）にて記載されているように、海外の投資家に第三者割当増資を実施する際には、海外の投資家が常任代理人との間で、通常の代理人契約と別途の契約をもっていないかを、投資家、常任代理人双方に照会を行うことに加えて、増資資金の入金があった時点で、当該投資家への電話及び電子媒体にて直接入金のお知らせをお伝えすることで、投資家からの送金である旨の確認を徹底することが必要であると考えられます。このようにして、実際の資金の流れを確認し記録を残していくという基本事項を徹底することによって、事件の再発は防げるものと考えております。

第 9 今後の方針

確かに、王の増資拝込みに関する認識が、当時まだ未熟であったことが、今回の事件を引き起こした一因であることは否めませんが、当社を支援する目的で香港東盛を実質株主として増資を受けたことに間違いはなかったと考えられます。ただし、今後本件の事実解明が進み、その過程の中でもし王に非難すべき事実が発見されたならば、直ちにその責任を追及する必要があります。

また増資資金の詳細についてはその全容がまだ確認できていないことから、現時点では詳細の開示が引き続き困難な状態にあります。本件調査については、外部機関への調査依頼も併せながら、当社で引き続き行い、その結果解明された事実については、速やかに開示していく必要があります。

一方、本件調査はこれまで社内での調査を中心に行って参りましたが、透明性を確保する観点からも、本来は独立した第三者による調査及び今後の方向性の確認が必要であると考えられます。しかしながら現状当社を取巻く環境は非常に厳

しいものがあり、特に資金面からも外部に委託することは難しいものがあります。今後当社の体制を整えた上で、第三者への依頼を行う必要があるのではないかと考えられます。

最後になりましたが、今回の事件を通じて、結果的に投資家の皆様をはじめ、取引先及び市場関係者には多大なるご迷惑ならびにご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げるとともに、このような事件に二度と巻き込まれないように今まで以上に社内体制を整備する必要があると考えられます。

以上